

疑義照会簡素化プロトコルにおける保険薬局からの情報提供の解析

筑波大学附属病院 1) 薬剤部 2) 医療支援課

○井坂由佳¹⁾, 嶋田沙織¹⁾, 小西久美¹⁾, 細野智美¹⁾, 朝日萌花²⁾,
黒澤典善²⁾, 野口健司²⁾, 土岐浩介¹⁾, 本間真人¹⁾

1 背景・目的

筑波大学附属病院では、調剤上の変更に伴う形式的な疑義照会等を減らし、患者・処方医・保険薬局の負担軽減を図ることを目的に、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用を2021年より開始した。運用開始3か月後に、保険薬局からの意見などを参考に、変更調剤に関する情報提供を不要とすること、一包化の要件変更、曜日指定の内服薬（スルファメトキサゾール・トリメトプリム製剤：ST合剤）の処方日数の適正化の3点についてプロトコルを改訂した。今回、これらの改訂が保険薬局から当院への情報提供に及ぼす影響を検討したので報告する。

2 方法

2021年12月から2022年5月までに保険薬局から送付された薬剤情報提供書について、疑義照会簡素化プロトコルに基づいて処方変更された2,101件（プロトコル改訂前3か月：1,414件、改訂後3か月：687件）を調査した。プロトコル範囲外の内容（49件）、および医師に疑義照会済み（30件）の情報提供は解析対象外とした。

3 結果

情報提供は、変更調剤（銘柄変更、規格・剤型の変更）が1,238件（58.9%）、調剤方法の変更（一包化、粉碎など）が212件（10.1%）、日数変更が636件（30.3%）、用法の変更が15件（0.7%）であった。プロトコル改訂前後を比較すると、変更調剤の情報提供件数は減少した（1,033件→205件）。一方、一包化に関する情報提供件数は大きく増加した（26件→63件）。また、プロトコル改訂で追加したST合剤の処方日数の適正化は、9件であった。

4 考察

疑義照会簡素化プロトコルの改訂により、保険薬局からの情報提供は減少した。特に変更調剤の情報提供の減少割合が大きく、プロトコル改訂で情報提供を不要としたことが影響していた。一包化に関する情報提供件数は増加しており、要件の変更（保険算定を行う場合に医師への確認を不要とした）により一包化を実施しやすくなったと推察された。保険薬局からの要望があり医師への確認を不要とした、曜日指定のST合剤の処方日数の適正化は、有用な改訂であったと考えられた。本プロトコルの運用を開始してからの6か月間で、2,000件を超える薬剤情報提供がなされた。報告を不要としたものも含めると半年で3,000件もの形式的な疑義照会を減らすことができ、業務の負担軽減につながったと考えられる。